

令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

1. 対象事業

新築の業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入するとともに、ライフサイクルカーボンの算定及び削減に係る取組に加え、低炭素型の建材を導入する事業であって、以下の要件を満たす事業を対象とする。

【補助要件】

環境性能に関する要件（建物（外皮）性能、一次エネルギー消費量）、エネルギー利用に関する要件、環境性能の表示に関する要件、ZEBリーディング・オーナー、ZEBプランナーに関する要件、建築物のレジリエンス性に関する要件、ライフサイクルカーボンに関する要件、低炭素型建材活用に関する要件 等

2. 対象施設

①地方公共団体等（地方独立行政法人及び公営企業を含む。ただし、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。なお、建物用途が病院等の場合は対象。）が所有する業務用建築物※面積要件なし

②①以外の者が所有する業務用建築物 ※建築用途が事務所等以外は延べ面積10,000㎡未満に限る

3. 対象設備等

ZEB化に資する省CO2設備とする。なお、ZEB Ready、ZEB Orientedの事業については、レジリエンス機能に関する加点要件を満たす事業のみ再エネ発電設備、蓄電システムを補助対象とする。（『ZEB』、Nearly ZEBの事業については、上記要件は不要で同設備・システムを補助対象とする。）

なお、「太陽光発電設備」は、令和 8 年度に導入する場合は補助対象となり得るが、令和 9 年度以降に導入する場合は設備費のうち、太陽光パネルは原則として補助対象外となる。

4. 対象建材等

躯体（耐力が求められる構造体）に使用される低炭素型建材でそれぞれの要件を満たすこと。

- ①鉄：経済産業省「GX推進のためのグリーン鉄研究会」において定義づけられる「GX推進のためのグリーン鉄」であり、それを証する資料（削減証書等）を添付できること。
- ②コンクリート：高炉セメントC種、高炉セメントC種相当を用いたコンクリート、または、製造時のCO2排出量が通常に比べて60%以上削減したコンクリートであり、それを証する資料（削減証書等）を添付できること。
- ③木材：条件 A または条件 B のいずれか

条件 A 木造化推進型：建築用途が事務所等の場合は 3 階以下（地上）で、建築用途が事務所等以外の場合は 2 階以下（地上）かつ、延べ面積が3,000㎡以下であること、従来の工法（S造）の場合と比較してアップフロントカーボンを25%以上削減すること、特定木材（CLT、木質耐火部材、大断面集成材）の導入量の合計が、対象の建築物の躯体（基礎・杭を除く）に使用する木材の過半以上（体積ベース）であること。また、確認できる資料・エビデンスを提出できること。

条件 B 低炭素型鉄・コンクリート併用型：低炭素型の鉄またはコンクリートを導入すること、躯体部分の鉄またはコンクリートの一部を木材に置き換えることで、アップフロントカーボンを削減すること。

5. 補助金の交付額

(1) 新築建築物のZEB化に関する部分

	補助率	
	事務所等	事務所以外等
『ZEB』	30%（上限 5 億円）	55%（上限 5 億円）
Nearly ZEB	25%（上限 5 億円）	38%（上限 5 億円）
ZEB Ready	21%（上限 5 億円）	30%（上限 5 億円）
ZEB Oriented	対象外	30%（上限 5 億円）

(2) 低炭素型建材活用に関する部分

①、②の少ない方の額を上限とする。

①低炭素型建材の材料費・工事費の増額分（低炭素型でない従来品と比較したかかり増し経費※1）の $\frac{1}{2}$ ※2

※1：木材の場合、従来の工法（S造）との建設費（工事費＋材料費。別途算定が必要）との差とし、従来の工法（S造）については、鋼材は全て電炉材を用いる設定とする。また、条件Bを選択する場合は、木材に係る補助対象経費は鉄・コンクリートの補助対象経費の合計を上限とする。

※2：申請者がGX率先実行宣言をする場合、補助率は $\frac{2}{3}$

②CO2削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式（低炭素型建材活用）から算定したCO2 1tあたりの削減コストが30,000[円/t-CO2]を超える場合は、30,000[円/t-CO2]×（低炭素型建材の活用により削減された新築時に発生するCO2排出量[t-CO2] から求めた補助金額

6. 補助事業期間

3 年度以内（国庫債務負担行為を活用しているため、年度末に補助対象工事を中断することなく実施可能であり、年度の切れ目なく支援可能。）ただし、交付申請時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されること。

お問合せ先

一般社団法人静岡県環境資源協会 省CO2促進事業支援センター
E-mail : zeb@siz-kankyoku.or.jp
TEL : 054-266-4161